

令和3年度第2回岐阜県入札監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和3年9月15日（水）13：30～15：00

2. 場所：OKBふれあい会館3階 301中会議室

3. 出席者

（委員）

浅野 礼美子 氏		（岐阜聖徳学園大学経済情報学部准教授）
小田切 清子 氏		（税理士）
久保田 宏 氏		（弁護士）
栗本 理花 氏	《副委員長》	（日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長）
沢田 和秀 氏		（岐阜大学工学部教授）
豊田 千里 氏		（岐阜家庭裁判所家事調停委員）
山田 伝夫 氏		（中日新聞岐阜支社長）
横田 直和 氏	《委員長》	（関西大学法学部教授）

4. 議題

（1）県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

（2）抽出事案に関する説明・審議

- ・岐阜県庁敷地再整備（その2）工事
- ・県営ため池等整備事業 打杭地区 打杭池改修第1期工事
- ・県営農業基盤整備促進事業 揖斐川桂地区 暗渠排水第1号工事
- ・2号館1階女子WCバリアフリー化等工事
- ・公共 道路メンテナンス補助（橋梁補修）（債務）工事
- ・公共 道路災害復旧事業（債務）（（主）恵那蛭川東白川線）災害復旧工事
- ・公共 道路災害復旧（債務）（長倉）工事

5. 議事要旨

（1）県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

【入札方式別発注工事一覧表】

（委員）

指名競争入札の方が一般競争入札よりも金額が大きいという案件があるが、一般的に一般競争入札で落札者がいなかったため指名競争入札にて発注を行い、そして、いろんな事情があるものを随意契約としたという流れで良いですか。

（事務局）

大きな流れとしては、そのとおりです。

(委員)

別記様式3入札参加資格停止等の運用状況一覧表のうち、JR東海リニア中央新幹線の案件ですが、これは、刑事告発をされ、刑事告発の後に行政処分が出てから、それを受けた2者について資格停止をしたものです。この時に行政処分を受けたのは4者おり、行政処分というのは、独占禁止法の場合、違反行為をやめなさいという排除措置命令と、もう1つが違反行為で儲けたらから課徴金を払えという課徴金納付命令というものがある。この時の公正取引委員会の発表文によると、違反行為者は4者で、行政処分の排除措置命令を4者に対して行い、そのうち大林組と清水建設は受注しているので課徴金納付命令を行った。通常、資格停止する時は、排除措置命令と課徴金納付命令を受けた者が同じ扱いで資格停止を受けるが、今回、課徴金を受けた者だけ資格停止になっている理由を教えてください。

(事務局)

残り2者の大成建設と鹿島建設は、既に平成30年4月20日から10月19日、停止6ヶ月ということで措置済みです。

(委員)

刑事告発の時に行ったということですね。

(2) 抽出事案に関する説明・審議について

【岐阜県庁敷地再整備(その2)工事】(県庁舎建設課)

(委員)

入札参加資格要件をJVとすると県内大手が参加するため、競争性が低くなるのではないですか。

(説明者)

入札に当たってのJVの参加については、入札発注基準のとおりです。入札参加資格要件となる総合点数930点以上で、過去の施工実績がある業者は60社ほどあるため競争性は担保されていると考えています。

(委員)

本庁舎の完成よりもかなり前に業者を決定されており、決定時期が早いと思いますが、工事はいつ着工し、いつ完了するのですか。

(説明者)

工事の契約日は令和2年12月17日です。当初の工期は令和4年9月30日までで設定しておりましたが、本体工事の工期延長に伴い、建物周辺の整備である外構工事も令和4年12月末まで延長しています。

(委員)

工期が長い場合、資材等の価格も変動すると思いますが、工事に影響はないのですか。

(説明者)

契約は設計時の単価で行っておりますが、工期が長い場合、工事契約約款に基づき、請負業者からの申し出により物価変動に伴う契約変更を行うことが出来ます。

【県営ため池等整備事業 打杭地区 打杭池改修第1期工事】(恵那農林事務所)

(委員)

恵那農林事務所管内に本店を有する入札参加資格者は何者ですか。

(説明者)

総合点数930点以上のA等級の業者は、32者です。

(委員)

入札参加資格者を「恵那農林事務所管内に本店を有すること」とした理由は何ですか。

(説明者)

当事務所管内には、県下の6割を占める農業用ため池が存在し、その改修工事を継続実施していくために地元業者の育成を目的としています。

(委員)

落札率が高率な原因は何ですか。

(説明者)

過去5年間のため池改修工事の落札率は、平均で98.2%であり、その内でも規模の大きな工事での平均は、より高率な99.2%の落札額となっており、全体的に高い落札率となっています。今回は、3者からの応札があり、その内の1者が設計額にかなり近接した見積を行い応札したと思われます。

(委員)

3者ともに応札額が設計金額を上回った場合、どう対処するのですか。

(説明者)

原因を探求し、設計・積算の見直しを行い、再度、入札を実施します。

【県営農業基盤整備促進事業 揖斐川桂地区 暗渠排水第1号工事】(揖斐農林事務所)

(委員)

入札を辞退した理由は何ですか。

(説明者)

辞退の理由は①金額が合わない、②担当者不在、③初めての工法、の3つです。

(委員)

入札率と落札率は同じですか。

(説明者)

同じです。

(委員)

業者選定のルールを教えてください。

(説明者)

4千万円以上のため15者選定しますが、まずは揖斐川町のA等級業者15者のうち「担当者不在」として辞退した業者を除く11者を選定します。そして、ほ場内での施工となり

地元調整が必要となることから、揖斐川町のB等級業者から点数の高いところから4者を選定しました。

(委員)

第1号工事とありますが、今後も暗渠排水工事があるのですか。

(説明者)

今年度残りの工事を行います。

(委員)

県単ですか。

(説明者)

国庫補助事業です。

(委員)

地元負担はありますか。

(説明者)

地元負担はありません。

【2号館1階女子WCバリアフリー化等工事】(多治見高等学校)

(委員)

この工事は、元々、A等級業者が施工するランクの工事でしたか。

(説明者)

金額としては下の等級の業者が受け持つ工事でした。

(委員)

随意契約説明書に記載の「不測の事態」、「学校運営に熟知」とは、具体的にどのようなことですか。

(説明者)

「不測の事態」とは、生徒の在校中に施工するという状況下において、予定されていない作業の中断や手順の再調整等が学校行事や授業のために発生することです。

「学校運営に熟知」とは、すでに当校で長期にわたって工事を施工していたため、時期・時間帯等により施工上必要となる配慮について知識があるということです。

(委員)

スロープの施工期間が3週間とあるのは、体育館改修工事に関係なく、複数者からの聞き取りの上、3週間必要ということですか。

(説明者)

体育館を施工していない他の業者にも確認しまして、おおむね3週間かかるということでした。

(委員)

学校のバリアフリー化は進んでいるのですか。

(説明者)

当校の校舎は築年数が古いこともあるため、あまりバリアフリーとは言えません。

【公共 道路メンテナンス補助（橋梁補修）（債務）工事】（可茂土木事務所）

(委員)

工事場所が八百津町であるが、例えば八百津町管内の業者に絞るなどすると違った結果になったかと思うが、指名業者をどの地域に限定するかはどのように決めているのですか。

(説明者)

当該工事は工種が塗装工事であり、可茂土木管内でこの規模の工事を施工可能な業者は2・3者ほどしかありません。参加資格要件の設定に当たっては、「岐阜県建設工事一般競争入札発注基準」で工種ごとの基準を定めており、これに従い地域要件を「県内に本店を有すること」としました。

(委員)

入札の1回目が不調・不落となった場合に、2回目以降の入札で地域要件の範囲を広げることはありますか。

(説明者)

仮に不調・不落となった場合には、地域要件を、可茂管内から中濃圏域、岐阜県内へと広げることはありえます。

(委員)

9ページの入札執行一覧表で失格になったものがあるが、調査に応じなかったということですか。

(説明者)

当該業者は、入札価格が失格判断基準を超えたため、失格となったものです。

(事務局)

この事案は低入札価格調査制度を適用しており、低入札調査基準比較価格を下回ったものについて低入札価格調査を行います。その下に失格判断基準を設けており、これを下回るものについては適正でないということで失格となります。

【交工第R2災204号 公共道路災害復旧事業（債務）（主）恵那蛭川東白川線）災害復旧工事】（恵那土木事務所）

(委員)

緊急性を有する災害復旧事業において指名競争入札ではなく随意契約により事業実施しなくてよいのですか。

(説明者)

災害復旧でも応急対応が必要な場合は、地区建設業協会に依頼して対応可能な業者と随意契約する。一方、本復旧にあたっては、早期に発注する必要があるものの競争性を確保するため指名競争入札としています。

【公共 道路災害復旧（債務）（長倉）工事】（古川土木事務所）

（委員）

国道４７１号とのことだが県管理ですか。

（説明者）

県管理です。

（委員）

国道４７１号の災害箇所は他にもあったのではないですか。

（説明者）

２箇所で復旧工事を行っています。

（委員）

国道４７１号の２箇所は離れていますか。

（説明者）

離れています。

（委員）

これら災害箇所は同様の入札内容ですか。

（説明者）

そうです。

（委員）

これら災害箇所の指名業者は同じですか。

（説明者）

ほぼ同じです。

【全体について】

（委員）

指名競争入札や随意契約は、傾向的に年々増えてきているのでしょうか。

（委員）

一般的に昔は指名競争入札がほとんどでした。その後、談合問題などにより一般競争入札を行うようになったのですが、入札不調だったときは指名競争入札を行うといった流れが一般的です。今回、金額が大きい指名競争入札の案件は一般競争入札が不調だったということの確認です。

（事務局）

昨年度の特徴として、災害が多かったということがあります。災害が多い場合は早急な対応が求められることから、一般競争入札だと入札手続きの時間を確保できないため、指名競争入札もしくは随意契約により早く受注者を決めて工事にかかりたいということがあるため、昨年においては指名競争入札や随意契約が多かったということです。また、技術者不足による不調不落もあることから、適切な入札方式を選択しているところです。

(委員)

技術者不足や災害は一度起こると復旧に2、3年かかることもある中で、今後、指名競争入札や随意契約が増えてこれば、何か工夫しなければならないのではないかと思います。

(事務局)

技術者不足は直ぐに解決する問題ではないことから、地域の建設業者さんとの意見交換の場を設け、状況把握に努めています。また、技術者不足に対して、法律改正により監理技術者はこれまで1つの現場に専任だったものが、条件を整えば2つの現場を兼務できるよう緩和されました。また、県では主任技術者、監理技術者も現場に応じて兼務できるようにしています。これらにより一般競争入札や指名競争入札で不調不落ということにならないよう円滑に契約できるように制度を整えているところです。

(委員長)

それでは、終了いたします。